

# 公益財団法人 徳島県消防協会定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人徳島県消防協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を徳島県徳島市に置く。

## 第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、消防団員、消防職員及び県民に対して広く消防思想を普及し、防火防災に係る消防知識、技能の向上と消防活動の強化等を図るとともに、消防団等の活性化を推進することにより、以て社会の災害の防止と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 防火・防災思想の普及啓発
- (2) 消防技術の向上、普及
- (3) 消防講習会等の実施及び支援、連絡調整
- (4) 消防団の活性化、加入促進
- (5) 消防団員、消防職員、消防団体及び消防功労者の表彰
- (6) 消防に係る諸団体相互間の連絡調整及び事業の協力
- (7) 消防に関する図書及び機関紙等の発行、頒布、斡旋
- (8) 消防団員、消防職員等の福利厚生
- (9) 消防殉職者等に対する祭祀並びにその遺族に対する弔慰救済等
- (10) 公益目的事業の推進に資するため、事務室、駐車場を賃貸する
- (11) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、徳島県において行うものとする。

## 第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 基本財産は、理事会において一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第17

2条第2項に規定する、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして定めた財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産額の算定)

第9条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第3号の書類に記載するものとする。

## 第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員3名以上12名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることはできない。

(評議員の任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。また、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第13条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の弁償を行うことができる。

## 第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任及び解任並びに理事及び監事の選任又は解任
- (2) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、その評議員会に出席した評議員の互選により定める。

(定足数)

第19条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第21条 理事が評議員会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について決議に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意志表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が、これに記名押印する。

## 第6章 役員等

(役員の設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上15名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち1名を会長とし、会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

3 会長以外の理事のうち、5名を業務執行理事とし副会長と称する。

(役員の選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によつて選任する。

2 会長及び業務執行理事は、理事会の決議によつて理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 その他監事に認められた法令上の権限を行使する。

(役員の任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事については、再任を妨げない。

5 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の弁償を行うことができる。

(顧問、参与及び委員)

第30条 この法人の事業を遂行するため必要ある場合は、会長は理事会の決議を経て顧問、参与及び委員を委嘱することができる。

2 顧問、参与及び委員は、会長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

3 顧問及び参与の任期は2年とする。留任は妨げない。

4 顧問、参与及び委員は、無報酬とする。

5 顧問、参与及び委員には、その職務を行うために要する費用の弁償を行うことができる。

## 第7章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び業務執行理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第33条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 定時理事会は、毎事業年度終了後2箇月以内に1回開催するほか、3月に開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催することができる。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき。
- (3) 監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項の理事及び監事が招集する場合を除く。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、業務執行理事が理事会を招集する。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長とする。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、業務執行理事が理事会の議長となる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

3 理事又は監事が、理事又は監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

4 前項の規定は、第25条第3項に規定する報告については適用しない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第40条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第41条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の処分制限)

第42条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。



(残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

## 第10章 地方分会

(地方分会)

第45条 この法人は、第3条に規定する目的を達成するため、県内の消防団等に第4条に規定する事業の協力を依頼するとともに、事業の円滑な運営のため連携する地区に別表の地方分会を置く。

- 2 地方分会を15分会とし、各地方分会に分会長を置く。
- 3 分会長は、各地方分会内の消防団長がこれを推薦する。
- 4 分会長会議は、必要に応じ、会長が招集する。会議の議長は、会長がこれにあたる。
- 5 地方分会は、この法人の事業の実施に関する事前準備及び連絡調整を行う。

## 第11章 総会

(総会)

第46条 この法人に総会を置く。

- 2 総会は、消防団長をもって組織する。
- 3 総会は、毎年1回会長が招集する。ただし、必要と認めるときは随時開くことができる。会議の議長は、会長がこれにあたる。
- 4 総会は、表彰、その他この法人運営に関する重要事項の報告の場とする。

## 第12章 事務局

(事務局)

第47条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

- 3 事務局職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

### 第13章 会員

(会員)

第48条 この法人の目的を達成し、第4条の事業を行うためこの法人に次に掲げる者を会員とする。

- (1) 消防団員及び消防職員
- (2) 市町村及び消防関係機関

2 前項の会員のほか、この法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする個人又は団体を会員とすることができる。

### 第14章 補則

(委任)

第49条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

### 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

|    |       |      |      |      |      |
|----|-------|------|------|------|------|
| 理事 | 中川 正  | 武田孝次 | 高橋輝典 | 荒木敏雄 | 金石精一 |
|    | 岡山勝明  | 井内誠一 | 乃一一夫 | 中川 直 | 野口喜生 |
|    | 大久保憲二 | 長原信夫 | 石川利英 |      |      |
| 監事 | 尾田信義  | 藤村和行 |      |      |      |
- 4 この法人の最初の会長は、中川 正とする。
- 5 この法人の最初の副会長は、次に掲げるものとする。

|      |      |      |      |      |
|------|------|------|------|------|
| 武田孝次 | 荒木敏雄 | 岡山勝明 | 中川 直 | 長原信夫 |
|------|------|------|------|------|

附則

- 1 本定款は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 本定款は、平成26年3月18日から施行する。
- 3 本定款は、令和元年5月31日から施行する。
- 4 本定款は、令和5年5月30日から施行する。
- 5 本定款は、令和7年6月10日から施行する。

当法人の定款である

公益財団法人 徳島県消防協会

代表理事 笹 豊晴